防火安全チェックシート(重要項目)

1 露店・屋台等の開設について (テント・消火器具・電源等)
□避難通路、消防機械器具庫の出入口、消防隊の進入路、防火水槽・消火栓等消防水利
の妨げになる場所から5m以内には、開設しない。
口強風等で屋台・テントが倒壊・飛散しないように固定をする。
口消火器など必要な消火器具の準備をする。 (ABC粉末消火器10型)
口電源は送電電気を使用する。(送電電気が使用できない場合で、止むを得ず可搬式の
発電機を使用する 場合は、必ず 3 をチェックして下さい。)
2 LPガスの使用について (ボンベ・火気使用器具等)
□ ボンベは、直射日光の当たらない通気性の良い場所に設置する。
□ ボンベは、安定した場所に転倒しないよう設置するとともに必要に応じ観客等と区画
する。 また、火気器具等から2m以上離すか遮蔽版を設置する。
□ コンロの周囲は可燃物から15cm以上、上方1m以上の距離を保つ。
□ 火気使用器具の周囲は常に整理及び清掃に努める。
□ ゴムホースの長さは5mを限度で、ひび割れ等の劣化のない専用のものを使用する。
□ 火気使用器具とホースの接続は確実に行ない、ホースバンドで固定する。
□ 1本のボンベから2本以上の機器に分岐してガスを供給しない。
(それぞれに開閉栓を設けた場合を除く。)
3 ガソリン等の貯蔵・取扱いについて (送電電気が使用出来ない場合に限る)
(1)保管・取扱いの一般的な注意事項
口ガソリン等の保管又は取扱い場所では、みだりに火気を使用しない。
口保管容器は消防法令に適合した金属製容器を使用し、キャップを確実に締める。
口保管容器は、火気や高温部から離れた、直射日光の当たらない通気性の良い床面で保
管する。 保管量は40リットル未満とする。
口ガソリン等を保管又は取扱う場合は、観客等から十分に安全な距離を取る。
口開口前の圧力調整弁(圧抜き)の操作等は、容器の取扱説明書等に従い適正に行う。
(2)発電機の使用
口ガソリン等を燃料とする発電機を止むを得ず使用する場合は、安全な場所に設置し管
理するとともに、必要に応じロープ等により観客等と区画する。
口発電機の運転中の燃料補給は絶対に行わない。
口イベント開催中は会場内での給油は絶対に行わない。
口燃料の漏えい拡散防止対策をとっている。
口排気を燃料保管容器、ガスボンベ及び可燃物に直接当てない。